

中原区民交流センター設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中原区民交流センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的及び設置)

第2条 センターは、中原区における市民活動や地域コミュニティの活性化を促進するために、地域でさまざまな活動をする人々の支援と交流を行う活動拠点として施設及び設備を中原区役所5階に設置する。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供。
- (2) 市民活動に関する支援と交流に関すること。
- (3) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業。

(利用施設等)

第4条 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）は次のとおりとする。

- (1) フリースペース
- (2) 会議スペース
- (3) 情報掲示板
- (4) 印刷機、帳合機、紙折り機、裁断機、パソコン、プリンター等

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 区長は前項の規定にかかわらず、センターの運営上、特に必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(利用のできない日)

第6条 センターの休館日は、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）とする。

2 区長は前項の規定にかかわらず、センターの運営上、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用者)

第7条 センターの施設等を利用できる者（以下「利用者」という。）は、中原区内でボランティア活動をはじめ、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動をしている団体で、且つ、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主

たる目的とするもの

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適當と認めるもの
(利用者登録)

第8条 団体等がセンターの施設等を利用する場合は、事前に別に定める利用規約に基づき利用者登録を行うものとする。ただし、第4条第1項第1号に定めるフリースペースはこの限りではない。

(利用者の制限)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、センターの利用を制限し、若しくは停止し、又はその登録及び利用を取り消すことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の承認を得た事実が明らかになったとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの運営上支障があると認められるとき。

(利用者懇談会)

第10条 センターの運営に当たり、利用者の意見を反映することを目的として、センター登録団体による利用者懇談会を年1回以上開催する。

(損害の賠償)

第11条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、センターの施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。

(利用者負担)

第12条 センターの施設等のうち印刷機等の使用にあたり、トナー、マスター等の消耗品類については、別に定める利用規約に基づき利用者が使用相当分の負担をする。

(事務局)

第13条 センターの運営は、区民の自主的なまちづくり活動であることに鑑み、区民と中原区役所が相互に連携を図り共同して処理する。

2 センターの事務局は、中原区役所まちづくり推進部地域振興課内に置く。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、区長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
(中原区民活動支援コーナー実施要綱の廃止)
- 2 中原区民活動支援コーナー実施要綱は、この要綱の施行と同時に廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱による規定は、平成20年3月10日以後の使用に係るものから適用し、同時前の使用に係るものについては、なお従前の中原区民活動支援コーナー実施要綱の規定による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(中原区民交流センター運営協議会設置要綱の廃止)
- 2 中原区民交流センター運営協議会設置要綱は、この要綱の改正と同時に廃止する。